

## 目次

A II 5 -CR-3rd-1-★異議20210927.....	2
-----------------------------------	---

# 異議申立書兼趣意書 A II 5

令和 3 年 9 月 27 日

東京高等裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

前文

申立人が、令和 3 年 1 月 26 日に、前橋地方裁判所民事第 1 部裁判官の渡邊和義、を公務員職権濫用罪等で告訴したところ(前橋地検 R3 検 230)、前橋地方検察庁検察官検事の上村正から、令和 3 年 2 月 26 日付で不起訴処分の通知を受けた。

これについて、令和 3 年 3 月 2 日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R3 つ 4)、令和 3 年 7 月 20 日付で、前橋地方裁判所刑事第 2 部の山崎威、稻田康史、落合沙紀らに棄却された。

これについてさらに、令和 3 年 7 月 30 日付で抗告を申し立てたが(東京高裁 R3 く 573)、令和 3 年 9 月 24 日付で東京高等裁判所第 10 刑事部の、細田啓介、野口圭子、堀田佐紀らに棄却された。

しかしながら、いずれの処分ないし決定も、合理的根拠が無いとの当り前の訴えを更に無視している。

つまり、同罪ではないとする抗弁事実が立証されていない。犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。

かような司法判断は、訴えの無視と合理性の欠如の両面から、手続として当然に無効である。

よって、後述の通り、原決定には理由が無く、刑事訴訟法 419 条違反であり、全部不服なので、同第 428 条第 2 項に基き、異議を申し立てる。

## 第 1 原決定の表示

事件番号 東京高等裁判所 令和 3 年(く)第 573 号

主文

本件抗告を棄却する。

## 第 2 本申立の趣旨

原決定を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

## 第 3 本申立の理由

### 1 虚偽表示無効

原決定は、「(中略)被疑者が、職権の行使に仮託して実質的、具体的に違法、不当な行為をしたという事実は認められない。よって、本件抗告は理由がないから、刑訴法 426 条 1 項後段により、棄却することとして、主文のとおり決定する。」と判示している。

しかしながら、私の当り前の訴えを理由がないとした点は虚偽である。原決定こそ理由が無い。

## ■各決定は実質的な司法拒絶である

### ★理由の無い隠蔽を理由無く認めないに過ぎない

訴えた当り前の蓋然性を無視しており、理由の無い事実認定である。

このように当り前の蓋然性(不可欠の判定要素)を無視するならば、いかなる犯罪も隠蔽される。

これでは事案解明にならず、当り前に、裁判とは呼べない。

裁判とは訴えの合理性の判定であるから、原決定は当然に無効であり、少なくとも私の裁判ではない。

### 原決定の違法性

原決定は、包囲網による無法社会の陰謀の一環としての、私限りの非人扱いである。

これは組織的隠蔽による人権侵害であるから、当然に、憲法解釈の誤りと見做せる。

纏めると、原決定は、当該不起訴処分に合理的根拠が無いとする申立理由を、更に無視した点は、論理矛盾であり、理由不備であり、裁判の手続目的を無視しており、程度問題として、不合理が甚だしく、誰にも自明な不公正な決定であり、私への公然たる非人扱いなので、実質的に、訴権(=自決権、憲法13条)や裁判を受ける権利(憲法32条)や適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)の侵害であり、「この憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法76条)への違反であり、憲法遵守義務(憲法99条)違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反と見做せる。

一方で、被告訴人の甚だしい信義則(民法1条2)違反や公序良俗違反(民法90条)を看過しており、また、著しい経験則違反による自由心証主義違反が多数有り、決定に影響を及ぼすことが明らかな違法であり、法令の解釈に関する重要な事項である。

2 以上のことおり、原決定には理由が無く、事実誤認なので、取り消されるべきである。

### 第4 本申立の理由の説明

★何度も言うように、訴えた犯罪を否定した実質的根拠が無い。処分や決定の合理性が無い。

具体的には、「罪とならず」とした不起訴処分の理由が無い。列挙した蓋然性を無視している。

何度も言うように、不起訴裁定主文とは単なる分類名に過ぎず、実質的な理由には、なり得ない。

なぜならば、事実として、訴えた嫌疑の「どこをどのように」否定したのか?、誰にも解らない。100%自明理由が解らなければ告訴状の再提出もできないから、その妨害効果は明白である。

簡単にできるはずの実質理由の告知を頑なに拒み続けた欺瞞こそ、まさに職権濫用の極みである。

このような甚だしく不合理な国家権力の行使は、当然に不適正であり、妨害であり、許されない。

犯罪を告訴し身の安全の確保を求める権利は誰にでも有り、また、犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。

制度として私闘を禁じ、個人の刑事起訴の権利を奪っている以上、処分の合理性は不可欠である。

ひとたび告訴状に記載した嫌疑を受理した以上、なおさらである。

このような故意の事実誤認は、当然に、犯罪であり、手続妨害であり、人権侵害である。

★また、身の安全の確保は、訴えた脅迫被害継続に直結するから、当り前に自由権的な権利性は有る。

具体的には、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)、ないし、幸福追求権(憲法 13 条、犯罪の検挙により身の安全の確保を求める権利)である。

なおこれは、たとえ権利でなくとも、少なくとも、法律上保護される利益である。

裁判とは、訴えの合理性を判定する手続である。

然るに、いずれの処分や決定も、訴えの無視と合理性の欠如の両面から、手続として無効である。

何よりも、こうした当り前のことを頑なに認めようとしない狂気こそ、社会的な隠蔽の証左である。

### 違法性

原決定は、故意の事実誤認による隠蔽である。 最大要素が欠落しては、そもそも判断できない。

刑事訴訟法第 318 条の自由心証主義の濫用である。 自由心証といえども、合理性は不可欠である。

総じて、甚だしい経験則違反かつ論理則違反であり、広義の判例違反である。

虚偽ないし無根であり、極めて反社会的なので、広義の違法(信義則違反や公序良俗違反)である。

これは組織的隠蔽による人権侵害であるから、当然に、憲法解釈の誤りと見做せる。

正当業務行為ではないからこそ、手続(告訴)妨害となり、権利の行使の妨害ないし利益の侵害となる。

### 包囲網としての無法社会の陰謀である

合理的根拠が無いから犯罪(組織的隠蔽)だと訴えているのに、全機関とも検証しようとしない欺瞞。

このような、私限りの非人扱いは、通常成し得るものではなく、無法社会の陰謀の象徴である。

とどのつまりは、社会一丸となって、未来永劫、見て見ぬフリをすることによる隠蔽である。

なお、「包囲網」の概要は、告訴状に添付した被害届 2018 と恣意性一覧表の通りである。

その最新版は、私のサイト <https://alien1961.jp/> にも公開している。

### ●原事件の核心(全機関共通に無視している蓋然性)● 抗告申立書 2 頁ほか

警視庁に提出した被害届が無視され、その回答期限日当日 20090220 に叔母が変死した。

これは当然に、その被害届の関連の、私への脅迫の為の殺人である。

二週間後の 20090303、東村山警察署サワダに真相究明を訴えたが無視された。

三週間後の 20090313 に埼玉県警が轢逃げ犯を逮捕し、殺意に一切触れない隠蔽公判が行われた。

★★★天文学的に超高度の殺人の蓋然性を誰も感じない狂気!!! 超経験則違反

★★★私が殺人を主張したのは、2017 年以降なのに、「済んだ事」とする狂気!!! 超論理矛盾

★★★合理的根拠が無いとの訴えを、全機関とも無視した狂気!!! 超論理矛盾

検察は起訴独占機関であり、刑事的な最後の砦だからこそ、合理的根拠が無い点が問題なのである。

取扱実績が有るからといって、他と同列に扱うべき話ではないことは自明である。 白痴化

★本件は当り前に、私への脅迫の為の殺人である。 その根拠は主に、

①既述の通り、警視庁が被害届を無視したことが、何らかの害意を極めて強く暗示していた状況にあって、

②まさしく同被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したことによって、「先の被害届を忘れなけれ

ば、この叔母のように、お前も殺すぞ」との、警視庁の害意の内容が明かされた恰好であること、また、同様の状況設定のドラマや小説も多いことから、経験則として誰でもそう感じること、何よりも、③この二つの稀有が重なる偶然確率は天文学的に低いこと、などである。

更には後述の通り、この事故の多数の不審点の存在である。

### ●この天文学的に超高度の蓋然性を認めない狂気!!! 以下の(1)から(5)

(1)被害届の完全無視(有り得ない法令違反)が暗示する警視庁の害意(99.999999%以上)

(2)同被害届の回答期限当日の叔母の変死(99.80%以上)

(3)警視庁サワダの、脅迫の為の殺人の訴えの隠蔽(99.00%以上)

(4)叔母の変死には不審点が多数有る(99.9999999%以上)

A ▼事故現場の手前が見通しの良い長い直線である不審(A II -3号証)(99.99%以上)

B 巻き込みでもないのに死亡に至っている不審(90.00%以上) 直角の左折直後

C ▼司法解剖の実施経緯の不審(A II -10,11号証)(90.00%以上) 廣橋絹代の証言との矛盾

「他殺か病死の可能性も有るので、解剖させてほしい」

D ▼逮捕の決め手の映像を、公判の証拠にしていない不審 99.00%以上)

E ▼交通事故として当り前の物証が一切無い不審(90.00%以上)

F 被疑者の行動の必然性の有無(99.00%以上) 待伏せの疑い

G 殺意を否定する証拠が無い不審(99.00%以上)

H この事故のその他の事件性(90.00%以上) 平日の17号で目撃者が居ない不審

I ▼▼▼▼▼殺意の疑いに触れない、有り得ない公判内容(99.9999999%以上)

(5)恣意性一覧表は包囲網実在の証左(99.9999999%以上)

この表こそは包囲網実在の証左なのに、内容に触れた機関がこれまで無い狂気。

恣意性一覧表の各蓋然性を総合すれば、数字で考えれば、包囲網の実在は明白である。

包囲網が隠蔽している犯罪は、殺人や殺人未遂など、極めて凶悪である。

### ●加えて、手続上の致命的瑕疵

(1)★★★★★一審が不法行為1(埼玉県警の殺人の交通事故への偽装)を脱漏した。

これは、残り4つの不法行為の前提となる基礎事実ないし主要事実なので判決への影響は必至。 取消事由にも無効事由にも当る致命的瑕疵である。 取消・差戻ししかないはずなのに、二審が無視。

(2)★★★★★証拠が内容証明の原本でなかったため、受取事実無しとされた。 不法行為2

一審が「この原本は無いのか?」という当然の釈明をしなかったのは卑劣である。 二審で配達証明書を追加したが、内容の証明にならないとしてまたも不採用。 三審では原本を追加したが却下された。

しかしこれにより、埼玉県警の当該内容証明の受取事実の否認という犯罪事実は確定した。

以上